

【別表】 身体障害者手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方で、自動車税(環境性能割・種別割)、軽自動車税(環境性能割・種別割)の減免の対象となる方

		身体障害者手帳をお持ちの方						戦傷病者手帳をお持ちの方											
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	項症						款症					
								特	1	2	3	4	5	6	1	2	3		
視覚障害		◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎							
聴覚障害			◎	◎				◎	◎	◎	◎	◎							
平衡機能障害				◎				◎	◎	◎	◎	◎							
音声・言語機能障害	※1			◎				◎	◎	◎									
	※2			○				○	○	○	喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る								
上肢不自由		◎	◎					◎	◎	◎	◎	※1							
												◎							
												※2							
下肢不自由		◎	◎	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	※1							
												◎							
												※2							
				○				◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	◎	◎					注1:一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。											
	移動機能	◎	◎	◎	○	○	○	注2:一下肢のみに運動機能障害がある場合は本人自ら運転する場合に限る。											
心臓機能障害		◎		◎				◎	◎	◎	◎								
じん臓機能障害		◎		◎				◎	◎	◎	◎								
呼吸機能障害		◎		◎				◎	◎	◎	◎								
ぼうこうまたは直腸機能障害		◎		◎				◎	◎	◎	◎								
小腸機能障害		◎		◎				◎	◎	◎	◎								
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		◎	◎	◎															
肝臓機能障害		◎	◎	◎				◎	◎	◎	◎								

◎ 身体障害のある方、戦傷病者本人または「生計を一にする家族の方」、「常時介護する方」が運転する場合に減免

○ 身体障害のある方、戦傷病者本人が運転する場合に減免

※1 自動車税(環境性能割・種別割)、軽自動車税(環境性能割) ※2 軽自動車税(種別割)

(注) 二つ以上の障害が重複する場合の障害の級については、身体障害者手帳に記載された総合の級により判定します。